

報告第23号

令和7年9月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市議会議長 福 原 謙 二 様

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく尾道市健全化判断比率及び尾道市の公営企業会計に係る資金不足比率を次のとおり報告する。

令和6年度決算に基づく尾道市健全化判断比率

(単位：％)

| 実質赤字比率    | 連結実質赤字比率  | 実質公債費比率  | 将来負担比率    |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| —         | —         | 8.3      | 10.3      |
| ( 11.54 ) | ( 16.54 ) | ( 25.0 ) | ( 350.0 ) |

- 備 考
- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。
  - 2 ( ) 内は、尾道市の早期健全化基準である。

<参考>各比率の概要

| 区 分                                            | 概 要                                                                                                       |
|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実質赤字比率<br>(一般会計等の実質赤字の比率)                      | 市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。           |
| 連結実質赤字比率<br>(すべての会計の実質赤字の比率)                   | 市のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を、市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。                           |
| 実質公債費比率<br>(公債費等の比重を示す比率)                      | 市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を市の標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年間の平均値である。                        |
| 将来負担比率<br>(地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債をとらえた比率) | 市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、市の標準財政規模を基本とした額で除したものである。 |

＜算定資料＞総括表 健全化判断比率の状況（令和6年度決算）

（単位：％）

| 地方公共団体<br>コード | 都道府県名 | 市区町村名 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------------|-------|-------|--------|----------|---------|--------|
| 342050        | 広島県   | 尾道市   | －      | －        | 8.3     | 10.3   |
| 団体区分          |       | 3.市   |        |          |         |        |

（単位：％）

| 標準財政規模<br>（千円） | うち臨時財政対策債<br>発行可能額 | 早期健全化基準 | 11.54 | 16.54 | 25.0 | 350.0 |
|----------------|--------------------|---------|-------|-------|------|-------|
| 37,125,806     | 124,645            | 財政再生基準  | 20.00 | 30.00 | 35.0 |       |

＜算定資料＞内訳1 実質赤字比率の状況（令和6年度決算）

団体名

広島県尾道市

（単位：千円）

| 会 計 名         | 歳入総額<br>(1) | 歳出総額<br>(2) | 歳入歳出<br>差引額(3)<br>(1)-(2) | 翌年度に繰<br>り越すべき<br>財源(4)<br>(5～9-10) | 継続費通<br>次繰越額<br>(5) | 繰越明許<br>費繰越額<br>(6) | 事故繰越<br>繰越額<br>(7) | 事業繰<br>越額(8) | 支払繰<br>延額(9) | (5)～(9)に<br>係る未収<br>入特定財<br>源(10) | 実質収支額<br>(11)<br>(3)-(4) | 地方債<br>現在高(12) |
|---------------|-------------|-------------|---------------------------|-------------------------------------|---------------------|---------------------|--------------------|--------------|--------------|-----------------------------------|--------------------------|----------------|
| 一般会計          | 68,415,489  | 67,752,039  | 663,450                   | 468,581                             |                     | 1,472,908           |                    |              |              | 1,004,327                         | 194,869                  | 59,645,735     |
| 一般会計等に属する特別会計 |             |             |                           |                                     |                     |                     |                    |              |              |                                   |                          |                |
| 港湾事業特別会計      | 199,158     | 186,660     | 12,498                    |                                     |                     |                     |                    |              |              |                                   | 12,498                   |                |
| 夜間救急診療所事業特別会計 | 80,810      | 80,810      | 0                         |                                     |                     |                     |                    |              |              |                                   | 0                        |                |
|               |             |             |                           |                                     |                     |                     |                    |              |              |                                   |                          |                |
|               |             |             |                           |                                     |                     |                     |                    |              |              |                                   |                          |                |
|               |             |             |                           |                                     |                     |                     |                    |              |              |                                   |                          |                |
| 合 計           | 68,695,457  | 68,019,509  | 675,948                   | 468,581                             | 0                   | 1,472,908           | 0                  | 0            | 0            | 1,004,327                         | 207,367                  | 59,645,735     |

（分母比）

0.6

190

|           |            |
|-----------|------------|
| 標準財政規模    | 37,125,806 |
| 実質赤字比率(%) | -0.55      |

↑ この比率は実質収支が黒字である場合、負の値です。  
この場合は、「-」（比率なし）になります。

＜算定資料＞内訳2 連結実質赤字比率の状況（令和6年度決算）

団体名 広島県尾道市

| 会 計 名     |                 | 実質収支額      | (分母比) |
|-----------|-----------------|------------|-------|
| 一般会計等     | 一般会計            | 194,869    | 0.5   |
|           | する一般会計等に属する特別会計 | 12,498     | 0.0   |
|           | 港湾事業特別会計        | 0          |       |
|           | 夜間救急診療所事業特別会計   |            |       |
|           |                 |            |       |
| 小 計       |                 | 207,367    | 0.6   |
| 標準財政規模    |                 | 37,125,806 | 100.0 |
| 実質赤字比率（％） |                 | -0.55      | ※     |

| 会 計 名                          |               | 実質収支額  | (分母比) |
|--------------------------------|---------------|--------|-------|
| 外業別の一般会計に係る特別会計のうち、特別会計以外の企業会計 | 国民健康保険事業特別会計  | 38,283 | 0.1   |
|                                | 駐車場事業特別会計     | 0      |       |
|                                | 介護保険事業特別会計    | 49,710 | 0.1   |
|                                | 後期高齢者医療事業特別会計 | 65,077 | 0.2   |
|                                |               |        |       |

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、  
「実質赤字比率（％）」又は「連結実質赤字比率（％）」は負の値です。  
この場合は、「－」（比率なし）になります。

| 会 計 名       |          | 資金不足・剰余額     | (分母比)          |
|-------------|----------|--------------|----------------|
| 法適用企業       | 宅地造成事業以外 | 水道事業会計       | 2,675,242 7.2  |
|             |          | 下水道事業会計      | 372,586 1.0    |
|             |          | 病院事業会計       | 5,592,381 15.1 |
|             |          |              |                |
|             |          |              |                |
| 法非適用企業      | 宅地造成事業以外 | 千光寺山索道事業特別会計 | 0              |
|             |          | 渡船事業特別会計     | 0              |
|             |          |              |                |
|             |          |              |                |
|             |          |              |                |
|             | 宅地造成事業   |              |                |
|             |          |              |                |
|             |          |              |                |
|             |          |              |                |
|             |          |              |                |
| 合 計         |          | 9,000,646    | 24.2           |
| 標準財政規模(再掲)  |          | 37,125,806   | 100.0          |
| 連結実質赤字比率（％） |          | -24.24       | ※              |

<算定資料>内訳3 実質公債費比率の状況（令和6年度決算）

団体名

広島県尾道市

（単位：千円）

|       | ①<br>元利償還金の額（繰上償還額等を除く。） | ②<br>積立不足額を考慮して算定した額 | ③<br>満期一括償還<br>地方債の1年<br>当たりの元金<br>償還金に相当<br>するもの（年<br>度割相当額） | ④<br>公営企業に要<br>する経費の財<br>源とする地方<br>債の償還の財<br>源に充てたと<br>認められる繰<br>入金 | ⑤<br>一部事務組合<br>等の起こした<br>地方債に充て<br>たと認められ<br>る補助金又は<br>負担金 | ⑥<br>公債費に準<br>ずる債務負<br>担行為に係<br>るもの | ⑦<br>一時借入金<br>の利息 | ⑧<br>特定財源の額 | ⑨<br>事業費補正に<br>より基準財政<br>需要額に算入<br>された公債費 | ⑩<br>災害復旧費等<br>に係る基準財<br>政需要額 | ⑪<br>密度補正により<br>基準財政需要額<br>に算入された元<br>利償還金及び準<br>元利償還金（地<br>方債の元利償還<br>額を基礎として<br>算入されたもの<br>に限る。） |
|-------|--------------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-------------------|-------------|-------------------------------------------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和4年度 | 8,132,532                |                      |                                                               | 1,068,066                                                           |                                                            |                                     |                   | 890,528     | 416,454                                   | 5,218,317                     | 149,119                                                                                            |
| 令和5年度 | 8,361,185                |                      |                                                               | 1,035,651                                                           |                                                            |                                     |                   | 857,336     | 373,271                                   | 5,452,918                     | 156,862                                                                                            |
| 令和6年度 | 8,230,118                |                      |                                                               | 1,080,659                                                           |                                                            |                                     |                   | 901,045     | 346,549                                   | 5,274,560                     | 166,633                                                                                            |

|       | ⑫<br>標準税収入額<br>等 | ⑬<br>普通交付税額 | ⑭<br>臨時財政対策<br>債発行可能額 |
|-------|------------------|-------------|-----------------------|
| 令和4年度 | 20,301,937       | 15,261,723  | 639,202               |
| 令和5年度 | 21,011,074       | 15,446,412  | 285,390               |
| 令和6年度 | 21,395,373       | 15,605,788  | 124,645               |

| ⑮<br>地方財政法第<br>5条の3第4<br>項第1号の規<br>定に基づき総<br>務大臣が定め<br>る額<br>（特別区のみ<br>記入） |
|----------------------------------------------------------------------------|
|                                                                            |
|                                                                            |
|                                                                            |

|       | 実質公債費比<br>率（単年度）<br>（%） |
|-------|-------------------------|
| 令和4年度 | 8.3                     |
| 令和5年度 | 8.3                     |
| 令和6年度 | 8.4                     |

| 実質公債費比<br>率（3力年平<br>均）<br>（%） |
|-------------------------------|
| 8.3                           |

実質公債費比率（単年度）  
の計算式

$$= \frac{（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦）-（⑧+⑨+⑩+⑪+⑮）}{（⑫+⑬+⑭）-（⑨+⑩+⑪+⑮）}$$

＜算定資料＞内訳4 将来負担比率の状況（令和6年度決算）

団体名

広島県尾道市

将来負担額 A

（単位：千円）

| 地方債の現在高    | 債務負担行為に<br>基づく支出予定額 | 公営企業債等<br>繰入見込額 | 組合<br>負担等見込額 | 退職手当<br>負担見込額 | 設立法人の<br>負債額等<br>負担見込額 | 地方道路公社 | 土地開発公社 | 地方独立行政法人 | 第三セクター等<br>（損失補償、信託、<br>貸付） | 連結実質<br>赤字額 | 組合連結実質<br>赤字額負担見込額 |
|------------|---------------------|-----------------|--------------|---------------|------------------------|--------|--------|----------|-----------------------------|-------------|--------------------|
| 59,645,735 | 0                   | 11,225,610      | 0            | 8,982,473     | 0                      | 0      | 0      | 0        | 0                           | 0           | 0                  |

（分母比）

190

36

29

充当可能財源等 B

（単位：千円）

| 充当可能基金     | 充当可能<br>特定歳入 | うち都市計画税   | 基準財政需要額<br>算入見込額 |
|------------|--------------|-----------|------------------|
| 14,472,251 | 10,153,094   | 9,627,386 | 51,998,769       |

（分母比）

46

32

31

166

将来負担額 A

79,853,818

255

充当可能財源等 B

76,624,114

245

A - B

3,229,704

10

将来負担比率（％）

10.3

標準財政規模 C

37,125,806

119

算入公債費等の額 D

5,787,742

19

C - D

31,338,064

100

令和6年度決算に基づく尾道市資金不足比率

| 会 計 名           | 資金不足比率 (%) |
|-----------------|------------|
| 尾道市水道事業会計       | —          |
| 尾道市下水道事業会計      | —          |
| 尾道市病院事業会計       | —          |
| 尾道市千光寺山索道事業特別会計 | —          |
| 尾道市渡船事業特別会計     | —          |

- 備 考
- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。
  - 2 経営健全化基準は、各会計ごとに20.0%である。

<参考>比率の概要

| 区 分                         | 概 要                                                        |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------|
| 資金不足比率<br>(公営企業ごとの資金不足額の比率) | 一般会計等の実質収支に当たる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。 |

＜算定資料＞公営企業会計に係る資金  
不足比率(令和6年度決算)

| 共通事項<br>法適用企業         |           |            |                  |                 |              |          |                  |        | 公営企業会計に係る資金不足額等<br>法適用企業  |           |                             |                 |                    |                    |                        |                   |                 |           |           |           |          |     |     |     |                         |                              |
|-----------------------|-----------|------------|------------------|-----------------|--------------|----------|------------------|--------|---------------------------|-----------|-----------------------------|-----------------|--------------------|--------------------|------------------------|-------------------|-----------------|-----------|-----------|-----------|----------|-----|-----|-----|-------------------------|------------------------------|
| 地方<br>公共<br>団体<br>コード | 都道府<br>県名 | 市区町<br>村名等 | 団<br>体<br>区<br>分 | 標準財政<br>規模<br>x | 特別会計名        | 事業<br>区分 | 宅<br>造<br>区<br>分 | 法<br>適 | (1)                       |           |                             |                 |                    |                    |                        | (2)               | (3)             |           |           |           |          | (4) | (5) | (6) |                         |                              |
|                       |           |            |                  |                 |              |          |                  |        | a-b-c-d-<br>e(-f)         | 流動負債<br>a | 控除企業<br>債等<br>b             | 控除未払<br>金等<br>c | 控除額<br>d           | PFI建設<br>事業費等<br>e | 土地前受<br>金<br>f<br>(宅造) |                   | 算入地方<br>債       | g-h-i(-j) | 流動資産<br>g | 控除財源<br>h | 控除額<br>i |     |     |     | 土地評価<br>差額<br>j<br>(宅造) | 地方債残<br>高(宅造)                |
| 342050                | 広島県       | 尾道市        | 3                | 37,125,806      | 水道事業会計       | 水道       | 1                | 法適     | 692,513                   | 964,103   | 271,590                     |                 |                    |                    |                        |                   |                 | 3,367,755 | 3,367,755 |           |          | -   |     |     |                         | ▲ 2,675,242                  |
| 342050                | 広島県       | 尾道市        | 3                | 37,125,806      | 下水道事業会計      | 下水道      | 1                | 法適     | 358,464                   | 1,030,524 | 672,060                     |                 |                    |                    |                        |                   |                 | 731,050   | 731,050   |           |          | -   |     |     |                         | ▲ 372,586                    |
| 342050                | 広島県       | 尾道市        | 3                | 37,125,806      | 病院事業会計       | 病院       | 1                | 法適     | 1,870,673                 | 2,466,923 | 596,250                     |                 |                    |                    |                        |                   |                 | 7,463,054 | 7,463,054 |           |          | -   |     |     |                         | ▲ 5,592,381                  |
| 共通事項<br>法非適用企業        |           |            |                  |                 |              |          |                  |        | 公営企業会計に係る資金不足額等<br>法非適用企業 |           |                             |                 |                    |                    |                        |                   |                 |           |           |           |          |     |     |     |                         |                              |
| 地方<br>公共<br>団体<br>コード | 都道府<br>県名 | 市区町<br>村名等 | 団<br>体<br>区<br>分 | 標準財政<br>規模<br>x | 特別会計名        | 事業<br>区分 | 宅<br>造<br>区<br>分 | 非<br>適 | (1)                       | (2)       | (3)                         |                 |                    |                    |                        |                   |                 | (3')      | (3'')     | (4)       | (5)      | (6) | (7) | (8) |                         |                              |
|                       |           |            |                  |                 |              |          |                  |        | 歳出額                       | 算入地方<br>債 | s-t1-t2-<br>t3-t4-<br>t5+t6 | 歳入額<br>s        | 継続費通<br>次繰越額<br>t1 | 繰越明許<br>費繰越額<br>t2 | 事故繰越<br>繰越額<br>t3      | 事業繰越<br>繰越額<br>t4 | 支払繰延<br>額<br>t5 |           |           |           |          |     |     |     | 未収入特<br>定財源<br>t6       | うち事業<br>繰越等にか<br>かるもの<br>t6' |
| 342050                | 広島県       | 尾道市        | 3                | 37,125,806      | 千光寺山索道事業特別会計 | 観光施設     | 1                | 非適     | 81,322                    |           | 81,322                      | 81,322          |                    |                    |                        |                   |                 |           |           | -         |          |     | 0   | 0   | 0                       |                              |
| 342050                | 広島県       | 尾道市        | 3                | 37,125,806      | 渡船事業特別会計     | 交通       | 1                | 非適     | 52,773                    |           | 52,773                      | 52,773          |                    |                    |                        |                   |                 |           |           | -         |          |     | 0   | 0   | 0                       |                              |
|                       |           |            |                  |                 |              |          |                  |        |                           |           |                             |                 |                    |                    |                        |                   |                 |           |           |           |          |     |     |     |                         |                              |
|                       |           |            |                  |                 |              |          |                  |        |                           |           |                             |                 |                    |                    |                        |                   |                 |           |           |           |          |     |     |     |                         |                              |

※団体区分の 3 は一般の市である。  
 ※宅造区分の 1 は宅地造成事業を行っていない会計である。  
 ※(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)であり、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。

＜算定資料＞公営企業会計に係る資金  
不足比率(令和6年度決算)

| 共通事項<br>法適用企業         |           |            |          |                 |              |          |                  |        | (14) 合計<br>8,640,209<br>→ → → → → → → → → → 23.3<br>(単位:千円) |                                        |                              |                                     |                                 |                               |            |                                               |                                 |                            |                   |                          |
|-----------------------|-----------|------------|----------|-----------------|--------------|----------|------------------|--------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|------------|-----------------------------------------------|---------------------------------|----------------------------|-------------------|--------------------------|
| 地方<br>公共<br>団体<br>コード | 都道府<br>県名 | 市区町<br>村名等 | 団体<br>区分 | 標準財政<br>規模<br>x | 特別会計名        | 事業<br>区分 | 宅<br>造<br>区<br>分 | 法<br>適 | (7)<br>解消可能<br>資金不足<br>額                                    | (8)<br>資金不足<br>額・剰余額<br>(連結実質<br>赤字比率) | (9)<br>資金不足<br>額(資金不<br>足比率) | (10)<br>営業収益<br>の額-受託<br>工事収益<br>の額 | うち指定管<br>理者利用料<br>金             | (11)<br>k+l<br>(宅造の<br>み)     | 資本+負債<br>k | PFI建設事<br>業費等のう<br>ち流動負債<br>に係るリー<br>ス債務<br>l | (12)<br>事業の規<br>模<br>(10)or(11) | 資金不足比<br>率 (9)/(12)<br>(%) | (13)<br>繰越欠損<br>金 | 標準財政<br>規模比<br>(8)/x (%) |
| 342050                | 広島県       | 尾道市        | 3        | 37,125,806      | 水道事業会計       | 水道       | 1                | 法適     | 0                                                           | 2,675,242                              | -                            | 3,173,070                           |                                 | -                             |            |                                               | 3,173,070                       | -                          | 0                 | 7.2                      |
| 342050                | 広島県       | 尾道市        | 3        | 37,125,806      | 下水道事業会計      | 下水道      | 1                | 法適     | 0                                                           | 372,586                                | -                            | 761,385                             |                                 | -                             |            |                                               | 761,385                         | -                          | 0                 | 1.0                      |
| 342050                | 広島県       | 尾道市        | 3        | 37,125,806      | 病院事業会計       | 病院       | 1                | 法適     | 0                                                           | 5,592,381                              | -                            | 11,294,678                          |                                 | -                             |            |                                               | 11,294,678                      | -                          | 11,294,678        | 15.1                     |
| 共通事項<br>法非適用企業        |           |            |          |                 |              |          |                  |        | (単位:千円)                                                     |                                        |                              |                                     |                                 |                               |            |                                               |                                 |                            |                   |                          |
| 地方<br>公共<br>団体<br>コード | 都道府<br>県名 | 市区町<br>村名等 | 団体<br>区分 | 標準財政<br>規模<br>x | 特別会計名        | 事業<br>区分 | 宅<br>造<br>区<br>分 | 非<br>適 | (9)<br>資金不足<br>額(資金不<br>足比率)                                | (10)<br>営業収益<br>の額-受託<br>工事収益<br>の額    | うち指定管<br>理者利用<br>料金          | (11)<br>資本+負債<br>(宅造の<br>み)         | (12)<br>事業の規<br>模<br>(10)or(11) | 資金不足<br>比率<br>(9)/(12)<br>(%) |            |                                               |                                 |                            |                   | 標準財政<br>規模比<br>(8)/x (%) |
| 342050                | 広島県       | 尾道市        | 3        | 37,125,806      | 千光寺山索道事業特別会計 | 観光施設     | 1                | 非適     | -                                                           | 213,153                                | 213,153                      |                                     | 213,153                         | -                             | ***        | ***                                           | ***                             | ***                        | ***               | -                        |
| 342050                | 広島県       | 尾道市        | 3        | 37,125,806      | 渡船事業特別会計     | 交通       | 1                | 非適     | -                                                           | 2,295                                  | 0                            |                                     | 2,295                           | -                             | ***        | ***                                           | ***                             | ***                        | ***               | -                        |
|                       |           |            |          |                 |              |          |                  |        |                                                             |                                        |                              |                                     |                                 |                               |            |                                               |                                 |                            |                   |                          |
|                       |           |            |          |                 |              |          |                  |        |                                                             |                                        |                              |                                     |                                 |                               |            |                                               |                                 |                            |                   |                          |

※団体区分の 3 は一般の市である。  
 ※宅造区分の 1 は宅地造成事業を行っていない会計である。  
 ※(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)であり、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。

尾 監 査 第 3 9 号

令和 7 年 8 月 8 日

尾道市長 平 谷 祐 宏 様

尾道市監査委員 今 岡 寛 信

同 高 橋 和 司

同 岡 田 広 美

令和 6 年度尾道市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を終了したので、次のとおり意見書を提出します。

令和6年度

健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

尾道市監査委員

## 目 次

|    |            |       |    |
|----|------------|-------|----|
| 第1 | 審査の対象      | ..... | 1  |
| 第2 | 審査の期間      | ..... | 1  |
| 第3 | 審査の方法      | ..... | 1  |
| 第4 | 審査の結果      | ..... | 1  |
| 1  | 健全化判断比率の状況 | ..... | 2  |
| 2  | 資金不足比率の状況  | ..... | 10 |
| 3  | むすび        | ..... | 12 |

### (注)

- 1 文中及び各表中の金額は、原則として千円単位で表示している。
- 2 文中のポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。
- 3 各表中の符号等の用法は次のとおりである。

「△」は負数又は減数、「－」は該当数値がないもの又は比較不能なもの

## 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

### 第1 審査の対象

- 1 令和6年度決算に基づく健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- 2 令和6年度決算に基づく資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の期間

令和7年7月15日から同年8月6日まで

### 第3 審査の方法

この審査は、市長から送付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳票の提出を求めて照合審査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法等により実施した。

### 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、その計数は関係諸帳票と符合して適正であると認めた。

審査の内容は、次のとおりである。

## 1 健全化判断比率の状況

令和6年度決算に基づく健全化判断比率は、次のとおりであり、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準を下回っている。

(単位:%)

| 区 分           | 6年度  | 5年度 | 増 減 | 早期健全化<br>基準 | 財政再生<br>基準 |
|---------------|------|-----|-----|-------------|------------|
| 実 質 赤 字 比 率   | —    | —   | —   | 11.54       | 20.00      |
| 連結実質赤字比率      | —    | —   | —   | 16.54       | 30.00      |
| 実 質 公 債 費 比 率 | 8.3  | 7.8 | 0.5 | 25.0        | 35.0       |
| 将 来 負 担 比 率   | 10.3 | 5.5 | 4.8 | 350.0       |            |

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示している。

(1) 実質赤字比率について

この比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の本市の一般会計及び一般会計等に属する特別会計の実質収支は、2億736万7千円の黒字であり、実質赤字額がないため、実質赤字比率は算定されない。

各会計の実質収支額は、次のとおりである。特別会計については、一般会計より繰入れを行い収支均衡となるため、会計相互間の重複額を控除した純計後の額による比較とした。

(単位:千円、%)

| 会 計 名           | 6年度        | 5年度        | 増減額      | 増減率     |
|-----------------|------------|------------|----------|---------|
| 一 般 会 計         | 252,274    | 288,123    | △ 35,849 | △ 12.44 |
| 港 湾 事 業 特 別 会 計 | 19,201     | 21,088     | △ 1,887  | △ 8.95  |
| 夜間救急診療所事業特別会計   | △ 64,108   | △ 62,791   | △ 1,317  | 2.10    |
| 合 計             | 207,367    | 246,420    | △ 39,053 | △ 15.85 |
| 標 準 財 政 規 模     | 37,125,806 | 36,742,876 | 382,930  | 1.04    |
| 参 考 比 率         | △ 0.55     | △ 0.67     | 0.12     |         |

参考として、実質収支額(黒字額)を標準財政規模で除した計算上の比率は、△0.55%であり、前年度の△0.67%に比べ0.12ポイント下回っている。

〔標準財政規模〕

(単位:千円、%)

| 区 分           | 6年度        | 5年度        | 増減額       | 増減率     |
|---------------|------------|------------|-----------|---------|
| 標 準 税 収 入 額 等 | 21,395,373 | 21,011,074 | 384,299   | 1.83    |
| 普 通 交 付 税 額   | 15,605,788 | 15,446,412 | 159,376   | 1.03    |
| 臨時財政対策債発行可能額  | 124,645    | 285,390    | △ 160,745 | △ 56.32 |
| 合 計           | 37,125,806 | 36,742,876 | 382,930   | 1.04    |

標準財政規模は371億2,580万6千円で、前年度に比べ3億8,293万円(1.04%)増加している。これは、臨時財政対策債発行可能額が減少したものの、標準税収入額等及び普通交付税額が増加したためである。

(2) 連結実質赤字比率について

この比率は、すべての会計の実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の本市の全会計の赤字額と黒字額を合算した連結実質収支額等は、90億64万6千円の黒字であり、連結実質赤字額がないため、連結実質赤字比率は算定されない。

各会計の実質収支額及び資金剰余額（一般会計との繰入・繰出額を含む）は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

| 会 計 名               | 6年度        | 5年度        | 増減額       | 増減率     |
|---------------------|------------|------------|-----------|---------|
| 一 般 会 計             | 194,869    | 233,014    | △ 38,145  | △ 16.37 |
| 港 湾 事 業 特 別 会 計     | 12,498     | 13,406     | △ 908     | △ 6.77  |
| 夜間救急診療所事業特別会計       | 0          | 0          | 0         | -       |
| 国民健康保険事業特別会計        | 38,283     | 71,247     | △ 32,964  | △ 46.27 |
| 駐 車 場 事 業 特 別 会 計   | 0          | 0          | 0         | -       |
| 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 | 49,710     | 211,416    | △ 161,706 | △ 76.49 |
| 後期高齢者医療事業特別会計       | 65,077     | 56,507     | 8,570     | 15.17   |
| 水 道 事 業 会 計         | 2,675,242  | 2,674,512  | 730       | 0.03    |
| 下 水 道 事 業 会 計       | 372,586    | 342,510    | 30,076    | 8.78    |
| 病 院 事 業 会 計         | 5,592,381  | 5,704,880  | △ 112,499 | △ 1.97  |
| 千光寺山索道事業特別会計        | 0          | 0          | 0         | -       |
| 渡 船 事 業 特 別 会 計     | 0          | 0          | 0         | -       |
| 合 計                 | 9,000,646  | 9,307,492  | △ 306,846 | △ 3.30  |
| 標 準 財 政 規 模         | 37,125,806 | 36,742,876 | 382,930   | 1.04    |
| 参 考 比 率             | △ 24.24    | △ 25.33    | 1.09      |         |

参考として、連結実質収支額等（黒字額）を標準財政規模で除した計算上の比率は、△24.24%であり、前年度の△25.33%に比べ1.09ポイント下回っている。

連結実質収支額等の合計は90億64万6千円で、前年度に比べ3億684万6千円(3.30%)の減少となっている。これは、後期高齢者医療事業特別会計の黒字額、水道事業会計及び下水道事業会計の資金剰余額がそれぞれ増加したものの、一般会計及びその他の各特別会計の黒字額、病院事業会計の資金剰余額がそれぞれ減少したためである。

(3) 実質公債費比率について

この比率は、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示すもので、令和4年度から令和6年度の3か年平均が当年度の比率となる。

まず、単年度の実質公債費比率は8.4%で、前年度に比べ0.1ポイント悪化している。

また、当年度の実質公債費比率となる3か年の平均比率は8.3%で、前年度に比べ0.5ポイント悪化したものの、早期健全化基準(25.0%)を下回る数値となっている。

(単位:千円、%)

| 区 分                                   | 6年度        | 5年度        | 増減額       | 増減率    |
|---------------------------------------|------------|------------|-----------|--------|
| A 元 利 償 還 金                           | 8,230,118  | 8,361,185  | △ 131,067 | △ 1.57 |
| B 準 元 利 償 還 金                         | 1,080,659  | 1,035,651  | 45,008    | 4.35   |
| C 特 定 財 源                             | 901,045    | 857,336    | 43,709    | 5.10   |
| D 元利償還金・準元利償還金に係る<br>基準財政需要額算入額       | 5,787,742  | 5,983,051  | △ 195,309 | △ 3.26 |
| E 標 準 財 政 規 模                         | 37,125,806 | 36,742,876 | 382,930   | 1.04   |
| 実質公債費比率(3か年平均)                        | 8.3        | 7.8        | 0.5       |        |
| 実質公債費比率(単年度)<br>{(A+B)-(C+D)} / (E-D) | 8.4        | 8.3        | 0.1       |        |

(ア) 元利償還金、準元利償還金

(単位:千円、%)

| 区 分                     | 6年度       | 5年度       | 増減額       | 増減率     |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 元 利 償 還 金 ( 一 般 会 計 等 ) | 8,230,118 | 8,361,185 | △ 131,067 | △ 1.57  |
| 水 道 事 業 会 計             | 71,083    | 70,738    | 345       | 0.49    |
| 下 水 道 事 業 会 計           | 660,343   | 628,525   | 31,818    | 5.06    |
| 病 院 事 業 会 計             | 347,018   | 333,316   | 13,702    | 4.11    |
| 千光寺山索道事業特別会計            | 403       | 0         | 403       | 皆増      |
| 渡 船 事 業 特 別 会 計         | 1,812     | 3,072     | △ 1,260   | △ 41.02 |
| 一 部 事 務 組 合             | 0         | 0         | 0         | -       |
| 公債費に準ずる債務負担行為額          | 0         | 0         | 0         | -       |

|         |           |           |          |        |
|---------|-----------|-----------|----------|--------|
| 一時借入金利子 | 0         | 0         | 0        | -      |
| 合 計     | 9,310,777 | 9,396,836 | △ 86,059 | △ 0.92 |

元利償還金及び準元利償還金は、前年度に比べ 8,605 万 9 千円 (0.92%) の減少となっている。これは、水道事業会計及び下水道事業会計、病院事業会計、千光寺山索道事業特別会計において準元利償還金がそれぞれ増加したものの、一般会計の元利償還金、渡船事業特別会計の準元利償還金がそれぞれ減少したためである。

(イ) 特定財源

(単位:千円、%)

| 区 分                                   | 6年度     | 5年度     | 増減額      | 増減率     |
|---------------------------------------|---------|---------|----------|---------|
| 国・県からの利子補給                            | 0       | 0       | 0        | -       |
| 貸付金の財源として発行した<br>地方債に係る貸付金の元利償還金      | 1,318   | 4,251   | △ 2,933  | △ 69.00 |
| 公 営 住 宅 使 用 料                         | 127,570 | 126,418 | 1,152    | 0.91    |
| 都市計画事業の財源として発行された<br>地方債償還額に充当した都市計画税 | 682,644 | 725,095 | △ 42,451 | △ 5.85  |
| そ の 他                                 | 89,513  | 1,572   | 87,941   | 5594.21 |
| 合 計                                   | 901,045 | 857,336 | 43,709   | 5.10    |

特定財源は、前年度に比べ 4,370 万 9 千円 (5.10%) の増加となっている。これは、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税及び貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金がそれぞれ減少したものの、その他及び公営住宅使用料がそれぞれ増加したためである。

(ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位:千円、%)

| 区 分                               | 6年度       | 5年度       | 増減額       | 増減率    |
|-----------------------------------|-----------|-----------|-----------|--------|
| 事業費補正により基準財政需要額に<br>算入された公債費      | 346,549   | 373,271   | △ 26,722  | △ 7.16 |
| 災害復旧費等に係る基準財政需要額                  | 5,274,560 | 5,452,918 | △ 178,358 | △ 3.27 |
| 密度補正により基準財政需要額に<br>算入された元利・準元利償還金 | 166,633   | 156,862   | 9,771     | 6.23   |
| 合 計                               | 5,787,742 | 5,983,051 | △ 195,309 | △ 3.26 |

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、前年度に比べ1億9,530万9千円(3.26%)の減少となっている。これは、密度補正により基準財政需要額に算入された元利・準元利償還金が増加したものの、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費及び災害復旧費等に係る基準財政需要額がそれぞれ減少したためである。

(4) 将来負担比率について

この比率は、地方債残高や退職手当支給予定額に係る負担見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の将来負担比率は 10.3%で、前年度に比べ 4.8 ポイント悪化したものの、早期健全化基準（350.0%）を下回る数値となっている。これは、標準税収入額等や普通交付税額の増により、標準財政規模が増加したことに加え、地方債の償還が進んだことに伴う地方債現在高の減等により、将来負担額が減少したものの、地域福祉基金や財政調整基金等の充当可能基金が減少するなど、控除対象である充当可能財源等が大きく減少したことによるものである。

(単位:千円、%)

| 区 分                         | 6年度        | 5年度        | 増減額         | 増減率    |
|-----------------------------|------------|------------|-------------|--------|
| A 将来負担額                     | 79,853,818 | 84,134,569 | △ 4,280,751 | △ 5.09 |
| B 充当可能財源等<br>(基金・特定歳入等)     | 76,624,114 | 82,437,046 | △ 5,812,932 | △ 7.05 |
| 計 (A - B)                   | 3,229,704  | 1,697,523  | 1,532,181   | 90.26  |
| C 標準財政規模                    | 37,125,806 | 36,742,876 | 382,930     | 1.04   |
| D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 5,787,742  | 5,983,051  | △ 195,309   | △ 3.26 |
| 計 (C - D)                   | 31,338,064 | 30,759,825 | 578,239     | 1.88   |
| 将来負担比率<br>(A - B) / (C - D) | 10.3       | 5.5        | 4.8         |        |

(ア) 将来負担額

(単位:千円、%)

| 区 分             | 6年度        | 5年度        | 増減額         | 増減率    |
|-----------------|------------|------------|-------------|--------|
| 地方債の現在高         | 59,645,735 | 63,873,838 | △ 4,228,103 | △ 6.62 |
| 債務負担行為に基づく支出予定額 | 0          | 0          | 0           | -      |
| 公営企業債等繰入見込額     | 11,225,610 | 11,118,359 | 107,251     | 0.96   |

|                   |            |            |             |        |
|-------------------|------------|------------|-------------|--------|
| 組 合 負 担 等 見 込 額   | 0          | 0          | 0           | -      |
| 退 職 手 当 負 担 見 込 額 | 8,982,473  | 9,142,372  | △ 159,899   | △ 1.75 |
| 設立法人の負債額等負担見込額    | 0          | 0          | 0           | -      |
| 連 結 実 質 赤 字 額     | 0          | 0          | 0           | -      |
| 組合連結実質赤字額負担見込額    | 0          | 0          | 0           | -      |
| 合 計               | 79,853,818 | 84,134,569 | △ 4,280,751 | △ 5.09 |

将来負担額は798億5,381万8千円で、前年度に比べ42億8,075万1千円(5.09%)の減少となっている。これは、公営企業債等繰入見込額がわずかに増加したものの、地方債の現在高及び退職手当負担見込額が減少したためである。

(イ) 充当可能な財源

(単位:千円、%)

| 区 分             | 6年度        | 5年度        | 増減額         | 増減率     |
|-----------------|------------|------------|-------------|---------|
| 充 当 可 能 基 金     | 14,472,251 | 16,731,366 | △ 2,259,115 | △ 13.50 |
| 充 当 可 能 特 定 歳 入 | 10,153,094 | 10,771,595 | △ 618,501   | △ 5.74  |
| (うち都市計画税)       | 9,627,386  | 10,147,268 | △ 519,882   | △ 5.12  |
| 基準財政需要額算入見込額    | 51,998,769 | 54,934,085 | △ 2,935,316 | △ 5.34  |
| 合 計             | 76,624,114 | 82,437,046 | △ 5,812,932 | △ 7.05  |

充当可能な財源は766億2,411万4千円で、前年度に比べ58億1,293万2千円(7.05%)減少している。これは、充当可能基金、充当可能特定歳入、地方交付税の算定に用いる基準財政需要額算入見込額がすべて減少したためである。

## 2 資金不足比率の状況

この比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する割合を示すものである。すべての公営企業会計において資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

(単位:%)

| 会 計 名        | 6年度<br>資金不足比率 | 5年度<br>資金不足比率 | 増減 | 経営健全化<br>基準 |
|--------------|---------------|---------------|----|-------------|
| 水道事業会計       | —             | —             | —  | 20.0        |
| 下水道事業会計      | —             | —             | —  |             |
| 病院事業会計       | —             | —             | —  |             |
| 千光寺山索道事業特別会計 | —             | —             | —  |             |
| 渡船事業特別会計     | —             | —             | —  |             |

※ 資金不足比率については、算定した結果により資金不足額がないため「—」で表示している。

公営企業会計に属する5会計の内、資金剰余額を生じた会計は、病院事業会計55億9,238万1千円、水道事業会計26億7,524万2千円、下水道事業会計3億7,258万6千円である。その他の千光寺山索道事業特別会計及び渡船事業特別会計は、一般会計からの繰入金により、収支均衡が図られているため、資金剰余及び資金不足額は生じていない。

公営企業会計ごとの資金剰余額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

| 会 計 名            |                     |       | 6年度        | 5年度        | 増減額       | 増減率     |
|------------------|---------------------|-------|------------|------------|-----------|---------|
| 法<br>適<br>用      | 水 道 事 業 会 計         | 資金剰余額 | 2,675,242  | 2,674,512  | 730       | 0.03    |
|                  |                     | 事業の規模 | 3,173,070  | 3,170,089  | 2,981     | 0.09    |
|                  | 下 水 道 事 業 会 計       | 資金剰余額 | 372,586    | 342,510    | 30,076    | 8.78    |
|                  |                     | 事業の規模 | 761,385    | 745,177    | 16,208    | 2.18    |
|                  | 病 院 事 業 会 計         | 資金剰余額 | 5,592,381  | 5,704,880  | △ 112,499 | △ 1.97  |
|                  |                     | 事業の規模 | 11,294,678 | 11,101,551 | 193,127   | 1.74    |
| 法<br>非<br>適<br>用 | 千光寺山索道事業<br>特 別 会 計 | 資金剰余額 | 0          | 0          | 0         | -       |
|                  |                     | 事業の規模 | 213,153    | 208,570    | 4,583     | 2.20    |
|                  | 渡 船 事 業 特 別 会 計     | 資金剰余額 | 0          | 0          | 0         | -       |
|                  |                     | 事業の規模 | 2,295      | 2,648      | △ 353     | △ 13.33 |

※法適用企業である水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の資金剰余額は、流動資産から流動負債を控除した額である。

※事業の規模とは、営業収益から受託工事収益の額を控除した額である。

### 3 むすび

当年度の健全化判断比率の各比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っている。

なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないため各比率は算定されていない。

一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する割合を3年平均で示す実質公債費比率は8.3%で、前年度に比べ0.5ポイント悪化している。なお、単年度ベースでは8.4%で、前年度に比べ0.1ポイント悪化している。実質公債費比率は、近年上昇傾向にあるが、公債費は前年度をピークとして、今後減少していく見通しであることから、指標の改善が見込まれる。

次に、一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率は10.3%で、前年度に比べ4.8ポイント悪化している。これは、標準財政規模が増加したことに加え、地方債現在高等の将来負担額が減少したものの、充当可能基金の減に伴い、控除対象である充当可能財源等が大きく減少したことによるものである。比率は悪化したものの、早期健全化基準（350.0%）は大きく下回っており、継続的に、地方債残高の着実な減少に取り組まれていることは、率直に評価したい。今後も引き続き、必要な事業への投資と将来負担、また自然災害の発生等の不確定要素を考慮の上、財政の健全化に努められたい。

次に、資金不足比率については、当年度も、全ての会計において資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されていない。

また、法適用事業については、一般会計からの負担金による財政支援が行われ、特に、病院事業会計については、多額の基準外繰入れが行われている。さらに、法非適用事業の一部については、収支均衡を図るため、一般会計からの繰入金による財源補填が行われている状況がある。財政負担の増加が懸念されるが、各会計においては、長期的視点に立ち、常に事業内容の見直し・効率化を図るとともに、収益の確保に努められたい。

なお、これらの比率は、あくまで、財政の「不健全度合い」を示す目安に過ぎず、国の示す基準をクリアすることは当然のこととした上で、引き続き、持続可能な行財政運営に向けた取組を進めるとともに、より健全で安定した経営基盤の構築に努められたい。

報告第31号

令和7年9月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市議会議長 福 原 謙 二 様

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分したので、同条第2項  
の規定により、これを報告する。

## 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月11日

尾道市長 平 谷 祐 宏

### 工事請負契約の変更について

工事請負契約の締結について（令和6年第104号議決）を次のとおり変更する。

- |                  |                                                                |
|------------------|----------------------------------------------------------------|
| 1 工 事 名          | 御調文化会館解体工事                                                     |
| 2 工 事 場 所        | 尾道市御調町市地内                                                      |
| 3 工 事 概 要        | 解体工事一式<br>鉄筋コンクリート造2階建（一部鉄骨造）<br>延床面積 1511.11平方メートル            |
| 4 工 事 期 間        | 変更前 議会の議決を経た日の翌日から令和7年7月31日まで<br>変更後 議会の議決を経た日の翌日から令和7年9月12日まで |
| 5 請 負 金 額        | 変更前 1億7,710万円<br>変更後 1億8,202万9,100円                            |
| 6 契 約 の<br>相 手 方 | 尾道市新浜二丁目5番27号<br>株式会社大宝組<br>代表取締役 新 宅 活 巳                      |
| 7 契約の方法          | 条件付一般競争入札                                                      |

## 議案第98号

### 市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

| 整理<br>番号 | 路 線 名   | 起<br>終                                                   | 点<br>点 | 重要な<br>経過地 |
|----------|---------|----------------------------------------------------------|--------|------------|
| 1        | 新沖田23号線 | 尾道市美ノ郷町三成字川尻105番20地<br>先から<br>尾道市美ノ郷町三成字川尻105番11地<br>先まで |        |            |

### 提案理由

美ノ郷町地内の宅地造成に伴い、寄附を受けた道路を市道認定するものである。

## 議案第99号

### 市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

| 整理<br>番号 | 路 線 名   | 起<br>終                               | 点<br>点 | 重要な<br>経過地 |
|----------|---------|--------------------------------------|--------|------------|
| 1        | 栗原300号線 | 尾道市門田町2357番3地先から<br>尾道市門田町2357番1地先まで |        |            |

### 提案理由

門田町地内の宅地造成に伴い、寄附を受けた道路を市道認定するものである。

## 議案第100号

### 財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

- 1 取得する財産  
（仮称）尾道地区学校給食センター用備品（コンテナ）
- 2 取得予定価格  
2,589万4,000円
- 3 契約の相手方  
広島市西区楠木町三丁目6番9号  
日本調理機株式会社中国支店  
支店長 上 野 孝 宏
- 4 契約の方法  
指名競争入札

### 提案理由

（仮称）尾道地区学校給食センターの備品を取得するものである。

## 議案第101号

尾道市税条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年9月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

### 尾道市税条例の一部を改正する条例案

#### 条例第 号

#### 尾道市税条例の一部を改正する条例

尾道市税条例(昭和36年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第6条中「公示送達は、」の次に「公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第7条中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第19条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第26条第1項ただし書中「若しくは同条第4項」を「、同条第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」を加える。

第27条の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第27条の3第1項中「者に限る。)」の次に「若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特

定親族」を加える。

附則第13条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第13条の2の2 令和8年4月1日以後に第80条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第80条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第81条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第82条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第80条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第81条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第81条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

#### 付 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第13条の2の次に1条を加える改正規定及び付則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第6条及び第7条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

##### (公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の尾道市税条例(以下「新条例」という。)

第6条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

##### (市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第19条及び第26条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第26条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第27条の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第26条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第27条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき

この条例による改正前の尾道市税条例（以下「旧条例」という。）第26条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第27条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第27条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第27条の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第27条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第13条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、尾道市税条例第80条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第82条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第13条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 尾道市税条例第82条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第13条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第13条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

#### 提案理由

地方税法の一部改正により、個人の市民税の所得割の納税義務者に係る特定親族特別控除に関する規定を整備するため、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例を定めるため、及び公示送達についてインターネット上で閲覧できる状態にして行うための条例改正である。

議案第102号

尾道市手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年9月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市手数料条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市手数料条例の一部を改正する条例

尾道市手数料条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 手数料の計算は、次に定めるところによる。

(1) 資産に関する証明手数料については、年度ごととし、土地又は家屋5物件をもって1件とする。

(2) 所得に関する証明手数料については、年度ごとに1通とする。

(3) 納税・納付に関する証明手数料については、年度ごとに1通とする。

別表第1資産に関する証明手数料の項手数料の額の欄を次のように改める。

|            |
|------------|
| 1件につき 300円 |
|------------|

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条及び別表第1資産に関する証明手数料の項の規定は、この条例の施行の日以後にする請求に係る手数料について適用し、同日

前にした請求に係る手数料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

自治体情報システムの標準化により証明書の様式が統一されることに  
伴い、手数料の計算方法を明示し、及び固定資産に関する証明手数料の算  
定区分を改めるための条例改正である。

## 議案第103号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年9月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

### 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

#### 条例第 号

#### 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第16条の2第1項」を「第16条の3第1項」に改める。

第16条の3を第16条の4とする。

第16条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第16条の3とし、第16条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第16条の2 任命権者は、尾道市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号）第26条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 尾道市職員の育児休業等に関する条例第26条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
  - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

#### 付 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の第16条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

#### 提案理由

職員に対し、仕事と育児との両立に資する制度又は措置を周知すること、及び当該制度等の請求等に係る職員の意向を確認することを任命権者に義務付けるための条例改正である。

## 議案第 104 号

尾道市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

### 尾道市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

#### 条例第 号

#### 尾道市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

尾道市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「平成 8 年条例第 33 号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加える。

第 22 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 23 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 23 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 23 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求す

る同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき  
当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき  
当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第23条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第23条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第23条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第24条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）」に改める。

第25条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第25条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条

第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の第23条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

#### 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業制度が拡充されることに伴い、関係規定を整備するための条例改正である。

議案第105号

尾道市人権文化センター等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年9月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市人権文化センター等に関する条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市人権文化センター等に関する条例の一部を改正する条例

尾道市人権文化センター等に関する条例（昭和48年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

|   |         |   |            |
|---|---------|---|------------|
| 〃 | 割石ふれあい館 | 〃 | 西藤町1373番地3 |
|---|---------|---|------------|

」

を削る。

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

提案理由

尾道市割石ふれあい館を閉館するための条例改正である。

## 議案第 106 号

尾道市児童遊園地設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市児童遊園地設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市児童遊園地設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市児童遊園地設置及び管理条例（昭和 40 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

|           |   |                   |
|-----------|---|-------------------|
| 竜王台リリー遊園地 | 〃 | 門田町 2 3 7 5 番 2 2 |
|-----------|---|-------------------|

」

を

「

|           |   |                     |
|-----------|---|---------------------|
| 竜王台リリー遊園地 | 〃 | 門田町 2 3 7 5 番 2 2   |
| 三成川尻遊園地   | 〃 | 美ノ郷町 三成 1 0 5 番 1 9 |

」

に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

## 提案理由

開発行為により整備され、寄附を受けた遊園地を児童遊園地として管理するための条例改正である。

議案第107号

尾道市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年9月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

尾道市学校給食共同調理場設置条例（昭和55年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表尾道市栗原北学校給食共同調理場の項を次のように改める。

|             |                       |                   |
|-------------|-----------------------|-------------------|
| 尾道市学校給食センター | 尾道市高須町<br>2956番地<br>5 | 尾道市立尾道みなと小学校      |
|             |                       | 〃 三成小学校           |
|             |                       | 〃 栗原北小学校          |
|             |                       | 〃 三幸小学校           |
|             |                       | 〃 尾道みなと中学校        |
|             |                       | 〃 吉和中学校           |
|             |                       | 〃 高西中学校           |
|             |                       | 〃 向島中学校           |
|             |                       | その他教育委員会が適当と認めたもの |

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

栗原北学校給食共同調理場を廃止し、及び新たに尾道市学校給食センターを設置し、対象範囲を定めるための条例改正である。

## 議案第108号

尾道市公共下水道条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年9月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市公共下水道条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市公共下水道条例の一部を改正する条例

尾道市公共下水道条例（昭和63年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条の表中「1,265円」を「1,408円」に、「178.2円」を「198.0円」に、「203.5円」を「226.6円」に、「228.8円」を「255.2円」に、「254.1円」を「283.8円」に、「25.3円」を「28.2円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第18条の規定は、令和8年6月1日以降に公共下水道の使用料の支払を受ける権利が確定される使用料について適用する。

提案理由

公共下水道の使用料の額を改めるための条例改正である。

## 議案第109号

尾道市御調町公共下水道条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年9月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

### 尾道市御調町公共下水道条例の一部を改正する条例案

#### 条例第 号

#### 尾道市御調町公共下水道条例の一部を改正する条例

尾道市御調町公共下水道条例（平成17年条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表上記以外（公共施設を含む。）の項を次のように改める。

|                |                                          |        |
|----------------|------------------------------------------|--------|
| 上記以外（公共施設を含む。） | 基本料金 排水量が1か月当たり10立方メートルまでの分              | 1,408円 |
|                | 超過料金 排水量が10立方メートルを超え20立方メートルまで1立方メートル当たり | 198.0円 |
|                | 超過料金 排水量が20立方メートルを超え30立方メートルまで1立方メートル当たり | 226.6円 |
|                | 超過料金 排水量が30立方メートルを超え40立方メートルまで1立方メートル当たり | 255.2円 |
|                | 超過料金 排水量が40立方メートルを超える分1立方メートル当たり         | 283.8円 |

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和8年6月1日以降に公共下水道の使用料の支払を受ける権利が確定される使用料について適用する。

提案理由

御調町公共下水道の一部の使用料の区分及び額を改めるための条例改正である。

議案第110号

尾道市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年9月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
案

条例第 号

尾道市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

尾道市病院事業の設置等に関する条例（平成24年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表尾道市立市民病院の項中「282床」を「263床」に改め、同条第3項の表公立みつぎ総合病院の項中「240床」を「217床」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

尾道市立市民病院及び公立みつぎ総合病院の許可病床数を変更するための条例改正である。

議案第111号

尾道市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年9月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

尾道市手数料条例の一部を改正する条例（令和7年条例第28号）の一部を次のように改正する。

付則第1項中「令和7年9月16日」を「規則で定める日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

証明書の様式が統一される自治体情報システムの標準化の実施日を延期することに伴い、納税・納付に関する証明手数料の算定区分を改める期日を変更するための条例改正である。